

[オープニングセッション]

韓国の倒産制度の現況と展望

徐慶桓 (Suh, Kyeong Hwan) *

1. はじめに

本稿の目的は2021年に開催された第12回東アジア倒産再建協会シンポジウム以降、今回のシンポジウムまでの間に韓国で起きた倒産制度の変化を説明して、今後の動向を見渡すことである。

2. 倒産事件の受付件数

2013年から2021年までの倒産事件の受付件数の推移は以下の表の通りである。括弧の内は全体事件の中で電子訴訟（2014. 4. 29. 導入）事件数のみ示したものである。全体事件数対電子訴訟事件数の比率は、2021年の場合、法人回生97.6%、一般回生97.3%、法人破産85.9%、個人破産51.3%、個人回生67.5%であり、法人回生、一般回生、法人破産の場合には完全な定着段階に入っている。

ア. 全国裁判所

区分		2013年	2014年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
法人回生	受付件数	835	873 (411)	925 (798)	936 (877)	878 (834)	980 (953)	1,003 (976)	892 (873)	717 (700)
	前年対比 増減率		4.6%	6.0%	1.19%	-6.2%	11.6%	2.3%	-11.1%	-19.6%
一般回生	受付件数	830	840 (399)	855 (728)	741 (695)	573 (545)	683 (649)	719 (694)	660 (636)	474 (461)
	前年対比 増減率		1.2%	1.8%	-13.3%	-22.7%	19.2%	5.3%	-8.2%	-28.2%
法人破産	受付件数	461	539 (128)	587 (268)	740 (442)	699 (492)	807 (603)	931 (734)	1,069 (872)	955 (820)

* 韓国、ソウル回生法院長；

翻訳：崔廷任（早稲田大学院法学研究所博士課程修了）

	前年対比 増減率		16.9%	8.9%	26.06%	-5.5%	15.5%	15.4%	14.8%	-10.7%
個人破産	受付件数	56,983	55,467 (1,029)	53,865 (2,476)	50,288 (4,275)	44,246 (6,185)	43,402 (12,560)	45,642 (16,981)	50,379 (23,051)	49,063 (25,150)
	前年対比 増減率		-2.9%	-6.64%	-12.0%	-1.9%	-6.64%	5.2%	10.4%	-2.6%
個人回生	受付件数	105,885	110,707 (2,571)	100,096 (6,556)	90,400 (14,155)	81,592 (21,787)	91,219 (35,863)	92,587 (46,683)	86,551 (52,392)	81,030 (54,709)
	前年対比 増減率		-9.6%	-9.69%	-9.7%	11.8%	-9.69%	1.5%	-6.5%	-6.4%

2021年には更生型手続事件及び清算型手続事件の両方とも2020年に比べて減少している。事件減少の原因として様々な理由が考えられるので断定することは難しいが、コロナ禍の長期化による危機的な状況の中でもマーケットの流動性の増加と金融機関の継続的な債務償還の猶予制度によるものであると推測できる。しかし最近には基準金利の引上げが続いており、債務償還がこれ以上猶予されない限り更生型手続事件及び清算型手続事件の両方とも増加することが予想される。

イ. ソウル回生法院

区分		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
法人 回生	ソウル回生	296	368	390	404	324	389	343	312	255
	全国	835	873	925	936	878	980	1,003	892	717
	全国対比率	35.4%	42.2%	42.2%	43.2%	36.9%	39.7%	34.2%	35.0%	35.5%
一般 回生	ソウル回生	303	374	372	301	232	250	212	234	146
	全国	830	840	855	741	573	683	719	660	474
	全国対比率	36.5%	44.5%	43.5%	40.6%	40.5%	36.8%	29.5%	35.5%	30.8%
法人 破産	ソウル回生	222	246	307	390	351	402	445	445	393
	全国	461	539	587	740	699	807	931	1,069	955
	全国対比率	48.2%	45.6%	52.3%	52.7%	50.2%	49.8%	47.8%	41.6%	41.1%
個人	ソウル回生	13,186	13,805	13,516	11,746	9,943	9,406	9,384	10,683	10,873
	全国	56,983	55,467	53,865	50,288	44,246	43,402	45,642	50,379	49,063

破産	全国対比率	23.1%	24.9%	25.1%	23.4%	22.5%	21.7%	20.6%	21.2%	22.1%
個人 回生	ソウル回生	25,234	25,167	21,351	17,000	15,310	17,769	17,342	16,282	15,228
	全国	105,885	110,707	100,096	90,400	81,592	91,219	92,587	86,551	81,030
	全国対比率	23.8%	22.7%	21.3%	18.8%	18.8%	19.5%	18.7%	18.8%	18.7%

ソウル回生法院では総勢37名の裁判官が倒産業務を担当しており、法人回生、法人破産、一般回生事件の全体事件中の約37%程度がソウル回生法院に集中している。ソウル回生法院における事件の集中度は回生単独事件を除いて2020年とほぼ同じ水準を維持している。

3. 債務者回生法の一部改正

2021年の報告以降、債務者回生及び破産に関する法律（以下「債務者回生法」）は2021. 12. 28. 一部改正された。

主な内容は、個人破産の非免責債権の一つとして定められていた「就職後学費償還特例法による就職後償還学費貸付の元本」を非免責債権から削除したことである。国税庁の統計によると、2018年を基準として、就職後学費償還対象者18万5千名の内、約1万7千名が就職後にも学費貸付を償還できておらず、滞納額は206億ウォンにまで上っている。最近では大学を卒業するまでにかかる期間、卒業後就職までの期間が延びており、このような統計は就職しても学費貸付を償還することが容易ではないことを示している。そして、20代青年の破産申立ての件数も増えており、現行法では就職後償還学費貸付の元本に対する責任を免除しないので、破産した青年層の新しい挑戦の機会を剝奪するとの指摘があった。そこで現行法における就職後償還学費貸付元本の請求権を免責債権から除外する内容を改めて、免責を受ける債務者が学費貸付の償還責任からも免れることで、青年たちの学費貸付に対する負担を減らし、経済的自立の機会を提供できるようになった。

4. 倒産実務の最近の動向

2017. 3. 1. ソウル回生法院が開院したことで、企業回生手続における事前計画案（P-Plan）、自律構造調整支援プログラム（ARS Program）、個人回生手続における住宅担保貸付の債務再調整プログラムなど、実務上多くの改善があった。開院から5年が経って新しい制度はある程度安定的な段階に入ったと判断できる。そして、ソウル回生法院倒産事件のデータの実証的な分析を通じて、債務者に合わせた倒産制度運営のための基盤を構築、簡易回

生手続及び個人倒産手続の活性化、関連機関との協力による債務者支援強化等の債務者の実質的な再起支援の充実化、又は制度整備のために努力している。このような流れは続いており、以下では最近の実務動向を簡単に報告する。

ア. 映像裁判の活性化

2021. 8. 17. 民事訴訟法の一部改正によって民事訴訟法において映像裁判による弁論準備期日、審問期日及び弁論期日を開くための要件及び手続が設けられた。債務者回生法も民事訴訟法を準用しているため、倒産手続における映像審問と映像現場検証の活性化のための基盤が整えられた。

なお、ソウル回生法院ではコロナ禍によって債務者との対面審問が難しくなったことで、倒産手続におけるインターネット画像装置の活用が必要であると判断し、民事訴訟法改正の以前から映像裁判準備委員会を置いて映像裁判関連設備の点検、倒産手続における映像裁判の導入に関する法理的・実務的検討、模擬映像裁判の実施及び運用による問題点の把握に努めていた。その後、2020. 4. 2. には、法廷において映像審問を示範実施して、2020年5月頃には6つの映像審問室の設備を完備し、倒産手続における映像審問及び映像による現場検証の実施を可能とする実務準則を定めた。

2021年に全国の裁判所で行われた映像裁判は総697件であるが、ソウル回生法院で行われた映像裁判の件数は95件であり、映像裁判の実施件数として全国最多である。この点は大きな成果であり、ソウル回生法院としても誇りに思っている。これからは審問手続のみではなく、審理及び決議のための関係人集会においても非対面又は電子的な方法での議決ができる方案について検討が行われることを期待している。

イ. 債権調査確定の迅速な処理のために努力

債権調査確定裁判は倒産手続の迅速な進行、当事者の負担緩和のために導入された弁論を経ずに行われる簡易・迅速な決定手続であり、1審民事訴訟手続（債権調査確定裁判に対する異議の訴え）の前段階にある手続である。しかし、審理が長期化したことで導入趣旨に反して事実上の4審級化されたと批判された。特に債権調査確定裁判の結果が弁済計画の樹立、議決権の付与等に相当な影響を及ぼす回生事件では、債権調査確定裁判が長期化して、当事者の迅速な裁判を受ける権利を侵害するとの不評が続いていた。

これを受け、ソウル回生法院は、①一覧表に記載され、又は届出期間内に届出がなされた回生債権等に対する債権調査確定裁判は、原則的に決議のための関係人集会前まで決定するとして、追加で届出がなされた回生債権等の債権調査確定裁判は届出日から3ヵ月以内で決定するとする。②審理が遅延されたことで上記の期間内で決定がなかった場合には当事者に

追加で審理が必要な事項、又は釈明が必要な事項について補正するように命じる。③当事者が上記の補正に応じる意思がないことを表明して迅速な決定を要求したとき、又は正当な事由をなく補正期間内に補正をしなかったときには特別な事情がない限りそのときから3ヵ月以内に決定しなければならない。④債権調査確定裁判の申立書に欠陥がある場合、迅速に補正命令を行い、欠陥がないか補正された申立書は直ちに当事者に送達するが、送達を受けた日から7日以内に答弁書を提出しなければならない旨の案内文を同封させる改善策を設けた。そして、上記の改善策を定めた実務準則を制定して2021. 6. 21. から施行している。

一方、2021. 12. 大法院の回生・破産委員会はソウル回生法院の意見を受け入れ、全国の裁判所において債権調査確定裁判を迅速に処理するための方法を検討するように法院行政処に勧告した。これによって、将来には、全国に渡る制度改善が行われ、回生債権の存否と範囲が早期に確定され、回生手続の迅速で円滑な進行に役立つことが予想される。

ウ. M&A手続の改善

ソウル回生法院は2017. 3. 1. 開院の直後、M&Aの実務準則の制定に着手して、2017. 5. 12. 実務準則を制定し、2017. 8. 29. 一部改正を経て、2017. 9. 1. から施行された。回生事件におけるM&Aは上記の実務準則に基づいて進行される。しかし、実務準則の施行から相当の期間が経っているので、様々な利害関係人からM&A手続の改善の声が上がっていた。これを受けてソウル回生法院は2021. 6. ソウル回生法院の裁判と、弁護士、会計士で研究チームを構成して、社団法人倒産法研究会、大韓弁護士協会、韓国公認仲介業者協会、韓国動産法学会等の関連機関への意見照会を経て、次のような内容のM&A手続改善案を用意した。

改善案の主な内容は、①引受代金の納入手続の柔軟化（社債発行以外の新規資金貸付の方法を多角化、引受代金の調整及び引受契約の締結期間の延長、金融機関発行の確約書提供又はエスクロー口座への寄託方法の追加）、②引受(希望)者の地位強化（引受希望者の予備実査権利の強化、双方に帰責事由がない場合入札保証金返却に関する根拠規定の新設、引受代金調整範囲の拡大、引受者の経営・回生手続終結に関する意見提出に対する権利の強化）、③ストーキング・ホース方式の公正性の確保等の関連手続の公正性確保（公告前に引受を希望する者が二人以上である場合、条件付き引受契約を締結する当事者を選定する時に制限的競争入札の進行ができるようにする、公告前の引受予定者の引受内容の公開、次順位の引受予定者の具体的な地位を明確化、売却主幹社の多様化、回生計画によらない営業譲渡の公正性確保のための手続を設ける）、⑤各種の用語の整備を通じてM&A関連概念及び範囲の明確化、M&A進行段階別の要件及び手続に関する規定の新設等である。そして、右の改正案を反映して実務準則を改正して2021. 12. 21. から施行した。

エ. 仮想通貨の処理手続の整備及び仮想通貨5大取引所との業務協約の締結

世界的に見て、ビットコインを含む仮想通貨に投資している者は10億人を超えており、韓国でも2021年7月を基準として、主要仮想通貨取引所の利用者数は723万人で、急激に増加している。仮想通貨が現実において資産として機能することで倒産事件においても個人や法人が所有している仮想通貨に対して明確な処理手続を設ける必要性が出てきた。そこでソウル回生法院は倒産手続における仮想通貨の照会、評価及び換価手続を用意するために2021年7月頃仮想通貨研究チームを設置した。

ソウル回生法院は4大仮想通貨取引所の法務チームとの懇談会を開催し、その中での議論を基に2022年5月「仮想通貨と倒産処理ガイドブック」を発刊してソウル回生法院の裁判官が仮想通貨に関する業務を処理する際の参考になるようにした。

また、仮想通貨を所有している債務者に対する資産照会及び資産評価を円滑にするために2022. 5. 13. 韓国の仮想通貨の5大取引所との業務協約を締結した。

オ. 株式及び仮想通貨の損失金の清算価値参入に関する基準の整備

コロナ禍以降証券市場の好況を見て株式又は仮想通貨に投資した債務者たちの投資失敗と利子負担に耐えられず苦しむ事例が急増している。特に20代～30代の青年の負債に対する負担が大きくなっており、個人回生の申立ても増加している。しかし、実務上回生委員別に株式、仮想通貨投資金に対する清算価値への反映の有無とその基準が異なる問題があり、回生委員別にその判断が異なる場合、個人回生手続全体の信頼性が損なわれる恐れがあることから、ソウル回生法院はその基準を定めることとした。

その基準は、①原則的に株式又は仮想通貨に投資して発生した損失金は清算価値に算入せず、②例外的に提出された資料等に照らして債務者が投資失敗を装って財産隠匿を図ったことが認められる場合には清算価値に反映し、③右の例外的な場合に該当すると疑うに足りる事情があるときには債務者にその調査のために必要な資料を提出するように要求できる。ソウル回生法院は上記の内容を反映した実務準則を制定して2022. 7. 1. から施行している。

ソウル回生法院はこのような新しい実務準則による個人回生実務が定着すると、投資損失で危機に陥った20代～30代青年などの社会的困窮者が早期に正常な経済活動に復帰できると期待している。また、関連する内容を全国の倒産法院と共有するなど、倒産手続の統一的運営と衡平性の保障のために努めている。

5. 倒産制度に関する今後の展望

ア. 債務者回生法の改正作業

韓国の法務部は2020. 12. 3. 債務者回生法改正委員会（委員長梨花女子大学法学専門大学院ハン・ミン教授）を発足した。裁判所、学界、実務における倒産専門家たちを改正委員に委嘱して倒産手続全般に渡る債務者回生法の改正作業を進行している。

主な改正内容として、個人回生手続から個人破産制度への転換を容易にするために規定の整備、簡易回生手続の改善、倒産解除条項の改善、否認制度の改善、保全処分及び包括的禁止命令に関する改善、個人回生手続における住宅担保貸付に関する改善等を検討し、2022. 2. 改正委員会の会議を終了した。現在は法務部で改正作業を進めている。

イ. 全国の裁判所、裁判部の間における倒産事件処理の偏差を解消するための努力

韓国大法院の回生・破産委員会は、2019. 12. 18. 倒産手続の統一的・効率的な業務処理のために、全国倒産裁判部の裁判長等の構成員が参加できる懇談会や会議などを開催して意見交換の機会を設けるよう勧告した。2020年と2021年にはコロナ禍の深刻化で懇談会開催がキャンセルされたが、2022. 7. 9. ～10. 両日にかけて全国裁判所の倒産裁判部全体が参加する倒産分野研究会の院外セミナーが開催された。懇談会では債務者回生法の適用について、全国倒産裁判官が共感できる基準を用意するなど全国裁判所、裁判部の間での偏差を解消できる方法について活発に議論された。

一方、大法院の回生・破産委員会は、2022. 6. 28. 経済的危機に陥った企業及び個人のために、全国において迅速で専門的な倒産手続の処理ができるように人的・物的インフラストラクチュアを構築する必要性が大きいことから、首都圏以外の地域にも回生法院を追加設置する方策案及び倒産事件を専門的に担当する裁判官、常任管理委員、回生委員等の人的資源を積極的に拡充する方策案を勧告した。

ウ. 法人回生手続の透明性確保及びM&A活性化のための情報公開の検討

最近の韓国の明知学院の倒産事件のように、債権者、債務者、株主等、債務者回生法が予定している手続関係人以外にも法人回生事件において事後的・経済的利害関係を持つ多数の利害関係人が存在する事件、双龍自動車事件やイースター航空事件などのように大衆の関心が高い事件が増えている。またM&Aを念頭に置いている投資者たちは回生会社の財務状態などの企業情報の提供を望んでいる。

事後的・経済的利害関係人の場合は事件に対する関心が高いにもかかわらず、債務者回生法の規定によって事件記録を閲覧・複写する方法では回生計画案の内容を把握することは困

難である。

上記のような利害関係人や大衆の知る権利を幅広い保障し、M&Aを希望する引受希望者たちが回生会社の財務情報へ容易にアクセスできるようにすることでM&Aを活性化させる方策案を整備する必要がある。

ソウル回生法院は、今後、外部専門家等が含まれた「回生会社情報公開TF」を構成して、調査報告書、回生計画案をソウル回生法院のホームページに公示する方法などで公開する方策案及びそれに伴う問題点、公開範囲などを検討する予定である。

以上